



慶應義塾大学ビジネス・スクール

電力事業における規制緩和：1999年

欧米諸国では、様々な規制産業において規制緩和が進められてきた。1990年代、日本の電力事業にも規制緩和という波が押し寄せてきた。

10

1、電力事業の構造と規制： 95年以前

基本的な機能（発電・送電・配電）

電力事業は、発電、送電および配電の3つの部門によって構成される。発電は、水力、火力（石炭、石油、天然ガス）、原子力および新エネルギー（太陽熱、太陽光、風力、地熱等）をエネルギー源として、これを電気エネルギーに転換する部門である。送電は、発電所から電気の需要地まで電気を高圧で輸送する部門、配電は高圧電気を中圧・低圧電気に変電して、電力需要家に供給する部門である。

15

20

10 電力会社の地域独占と供給義務

日本では、1951年に全国を9地域（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分けて、各地域に1社の民営の発電・送電・配電統合企業が設立された。各社は発電・送電・配電部門を有し、各地域における電力の独占供給権を持ち、域内の一般の需要に応じて電気を供給した（図1①参照）¹。その後、沖縄復帰に伴って沖縄電力が設立され、現在では10電力体制となっている。

25

各地域において独占的に電力を供給することが認められてきたのは、別々に供給するよりもまとめて供給した方が、コストが少なく済むと考えられてきたためである²。政府は

¹ 電気事業法では、電力10社は「一般電気事業者」と呼ばれる。

² このような状況では、規模の大きい企業ほどコスト優位に立つ。自然独占と平均費用価格規制に関する補論を参照。

このケースは慶應義塾大学経営管理研究科助教授中村洋がクラス討議の資料として作成したものであり、経営状況の適否を例示しようとするものではない。